

令和7年度

みやの環境創造提案・実践事業 — 募集要項 —



若い力で、地域の環境
問題を解決しよう！



宇都宮市では、持続可能な環境都市の実現に向けた取組を支援するため、環境創造基金を設置し、市民の皆さんから寄せられた寄付金を積み立てています。

この基金は、学生等の団体が地域の環境問題の解決に向けて実践する活動を助成する「みやの環境創造提案・実践事業」に、活用しています。

“宇都宮の環境をもっと良くしたい”と思う学生の皆さんからの応募をお待ちしています。

宇都宮市 環境部 環境創造課

1. 「みやの環境創造提案・実践事業」とは

環境創造に関する課題解決のためには、これまでの取組に加え、更なる工夫や創造的な新たな取組と環境創造に関わる人材の育成が重要です。

このため、学生等が、地域と交流・連携しながら、柔軟で斬新な発想をもって課題解決の方策を提案し、実践していく活動に対して助成します。

そして、これらの活動による成果などを検証したのち、本市の環境施策や地域の環境活動などへ生かしていきます。

2. 対象となる活動

(1) 対象となる活動

- ・ 「環境未来都市うつのみや※1」の実現に資する取組で、学生の柔軟な発想やアイデアを活かして、地域と交流・連携しながら、本市における環境課題を地域に適した手法で解決しようとする活動を対象とします。
- ・ 募集する活動を「選択提案」と「自由提案」に分けて募集します。
- ・ なお、活動については、「持続可能な開発目標（SDGs）※2」の推進に資する取組とし、活動内容にSDGsへの貢献（ゴール・ターゲットの指定、活動内容）について記載してください。

○選択提案

以下の中からテーマを一つ選択して、テーマに沿った活動内容を提案してください。

テーマに係る宇都宮市の課題については、5ページをご覧ください。

- ◇ カーボンニュートラルの実現に向けた市民の行動変容を促す取組について
- ◇ 資源物とごみの分別に関する対策について
- ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄への対策について
- ◇ 地域特性を踏まえた生物多様性保全の充実について
- ◇ 緑化推進や緑地保全活動の充実について

○自由提案

「環境未来都市うつのみや※1」の実現につながるよう、宇都宮市の環境課題を掘り起こし、課題を解決するような活動を提案してください。

※1 宇都宮市が目指す「環境未来都市」とは－（「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」R3.3策定）

みんなの「もったいない」のところが循環型社会を構築し、
自然とともに生きる、脱炭素社会を実現したスマートなコンパクトシティ

【ひと】

みんなが“「もったいない」のころ”を持って、自然を大切にしながら、エコでスマートなライフスタイルを満喫できるまち

【まち】

水と緑があふれる空間の中に、様々な機能を持った拠点が形成され、誰もがエコで健康的に活動、移動できるコンパクトなまち

【しくみ】

再生可能エネルギーと環境にやさしい循環の仕組みが、地域のつながりや経済・社会活動を支えている持続可能なまち

※2 SDGsについて（詳細は環境省HP参照 <http://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>）

- ・平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標
- ・貧困や健康、産業、環境等の広範な課題に対する17の目標及び169のターゲットから構成



（2）活動の期間

交付決定後（概ね6月）から令和8年3月までとします。

（3）その他

同一事業に対する支援は、2回を限度とします。（年度ごとに審査を実施）

3. 対象となる団体

市内の学生等5名以上で構成し、活動を指導・監督する教員等が参加している団体を対象とします。

市内の学生等とは、市内の高等学校、専門・専修学校、大学等に在籍する学生又は市内に在住する学生とします。

4. 助成する額について

活動に関する調査や研究、物品の作製、セミナー開催など活動に要する経費のうち、事業対象経費（下表）に該当する費用を合計した額とします。ただし、10万円を限度とします。

なお、交付金については、収支予算書の審査により助成額を決定した後、概算払いでお渡ししますが、事業完了後に提出する収支決算書に基づき精算を行い、当初、概算払いでお渡しした額を上限として、最終的な交付金額を確定します。

【事業対象経費】

科 目	経費の内容
報 償 費	講師等謝礼，調査・研究の報償等
旅 費	交通費，通行料等
消耗品費	図書費，文具類，材料等
印刷製本費	チラシ等印刷代，コピー代等
通信運搬費	郵便料，宅配料等
保 険 料	傷害保険料，損害賠償保険料等

委 託 料	警備委託料，催し物等会場設営委託料等
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料，機器・物品・車両の使用料等
その他の経費	その他市長が認める経費

【対象外経費】

- ・団体構成員に対する人件費や謝礼
 - ・団体構成員への飲食費
 - ・特定の個人や団体に帰属する備品の購入費
 - ・対象期間外に支出した経費
- ※ 判断に迷うときは，事前に環境創造課までご相談ください。

5. 応募方法について

（１）提出書類

以下の書類を提出してください。

- ① 令和７年度みやの環境創造提案・実践事業 応募用紙
- ② 活動に要する経費に係る収支予算書

※ 上記書類の様式については，市ホームページからダウンロードできます。

（２）受付期間 令和７年４月１４日（月）～令和７年５月９日（金）午後５時１５分必着

（３）提出方法

環境創造課（市役所１２階）へ持参または送付・Ｅメールにより提出してください。

送付先：〒320-8540 宇都宮市旭１－１－５ 宇都宮市役所環境部環境創造課

Ｅメール：u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

6. 助成事業の選定方法等

（１）選定方法

提出書類とプレゼンテーションをもとに以下の考え方に従い審査を行い，総合点数で順位を決めます。

なお，選定数及び助成額については，予算の範囲内（予算総額８０万円）とします。

（審査の結果，選定されないこともあります。）

【評価の考え方】

- ・本市の環境課題の解決に資する取組であるか
- ・新たな視点・発想から活動の提案がされているか
- ・持続可能な開発目標（SDGs）に資する取組であるか
- ・同じような課題を抱える他の地区にとってモデルとなるような活動であるか
- ・地域と連携しながら取り組むものであるか
- ・選択提案であるか など

(2) プレゼンテーションの実施

応募団体自身による提案事業の説明を公開で行います。

令和7年5月16日(金)午後に宇都宮市役所本庁舎で開催する予定です。

詳細は、応募団体あてに別途お知らせします。

※ オンラインによるプレゼンテーションも可能です。

※ 実施方法を変更する場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション後、1週間程度で郵送にて御連絡します。

7. 選定後の手続き等について

(1) 交付決定後の手続き

助成金の交付申請書や請求書を提出していただきます。

また、市ホームページなどで、交付団体等を公表するとともに、事業の進捗等について随時確認等を行いますので、御協力をお願いします。

(2) 活動終了後の手続き

活動終了後、活動実績や成果、助成金の収支決算書(領収書の写しも含む)・精算書などの提出と、年2回の活動報告(9～10月(予定):中間報告, 3月(予定):成果報告)をお願いします。

なお、事業内容の変更や添付書類の不足などがあると、交付金返還の対象になる場合がありますのでご注意ください。

※ 活動報告の手法につきましては改めてお伝えいたします。

お問い合わせ	宇都宮市 環境部 環境創造課 担当: 武井
	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 ☎028-632-2409/FAX028-632-5279
	Eメール: u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

選択型提案に係る宇都宮市の課題

◇ カーボンニュートラルの実現に向けた市民の行動変容を促す取組について

本市では、カーボンニュートラルの実現に向け、ロードマップを策定し、その中で市民の温室効果ガス削減目標を2013年度比60%減と掲げている。この目標の達成のためには、これまで以上にひとり一人が環境負荷低減に関する意識を高めるとともに、脱炭素型社会の構築に向けた、市民の行動変容を促す取組が必要となっている。

(例) みやエコ・アクション・ポイント事業の周知活動を通じたCO₂削減

◇ 資源物とごみの分別に関する対策について

ごみの分別が徹底されず、焼却ごみの中にリサイクルできる資源物の混入がみられることから、分別を間違いやすい資源とごみの分別精度を向上させるための手法が必要となっている。

資源物とごみの分け方や出し方など、本市の5種14分別に関する情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人、ごみ分別無関心層、学生などの若年者世代に対して、分別協力度や分別精度を向上させるための手法が必要となっている。

(例) 地域のリサイクルステーションマップの作成によるごみの分別協力度・精度の向上

◇ ごみのポイ捨てや不法投棄への対策について

管理不全の土地や人目につかない場所などは、ごみのポイ捨てや不法投棄がされやすいことから、これらを未然に防止するため、地域の住民や事業者などが協力して、清掃活動や監視パトロールなどを実施しているが、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶たないことから、さらに不法投棄されにくい環境づくりを促進することが必要となっている。

(例) アーケード内のポイ捨て減少に向け、商店街との連携による効果的なごみ箱の設置

◇ 地域特性を踏まえた生物多様性保全の充実について

本市は、^{れきがわら}礫河原や湿地、里地里山などの多様な環境に恵まれており、その中で多くの貴重な生きものが生息・生育している。一方で、それらを保全する団体の高齢化による人員不足や担い手不足、外来種の侵入・定着などの影響による在来種の生息・生育環境が脅かされるなど、本来そこにあった生物多様性が失われつつあることから、地域特性を踏まえた保全活動の充実が必要となっている。

(例) 河川敷における生物多様性の保全活動

◇ 緑化推進や緑地保全活動の充実について

緑化推進や緑地保全を担うボランティアの高齢化や新たな担い手の不足等によって、持続的な緑の保全・創出が難しい状況にある中、緑そのものや緑の活動に対する関心を高め、新しく参加していただけるボランティアの確保につながる普及啓発など、緑化推進や緑地保全活動の充実に向けた取組が必要となっている。

(例) 宇都宮市内の緑地における保全活動